

令和3年度 第3回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和3年7月14日開催
(公開用)

高野町農業委員会

令和3年度 第3回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 令和3年7月14日（水）

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町保健福祉センター 2階 大会議室

●出席委員 1番 井阪 晴美 2番 木村 金男 3番 上田 静可
4番 柳 葵 6番井手上 治己 7番 下名迫 勝實
8番 西辻 政親 10番 森脇 伸宜

以上8名出席

●出席推進委員 眞野弘和

以上1名出席

●欠席委員 5番 梶谷 廣美 9番 泉平 和廣
推進委員 山本和英

以上3名欠席

●事務局員 事務局長 茶原 敏輝
事務局員 松本 斉・阪田 泰規・民農 里英・中村 任貴

●関係者

●議事事項 協議第2号 農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の実施
について

報告第4号 地籍調査事業に伴う地目変更の通知について
その他

●議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（松本 斉） 定刻となりましたので、令和3年度第3回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

たびたびの会場変更で、皆さんには御迷惑をおかけしました、どうもすみませんでした。本日は会場が狭いですが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本委員会ですが、本日の出席委員8名、欠席委員は2名、欠席委員ですが、5番の梶谷委員、9番、泉平委員です。推進委員さん1名、欠席が山本推進委員さん1名ということとなっております。

高野町農業委員会会議規則第10条により規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は、成立していますので御報告いたします。

それでは、事務局長より挨拶をお願いします。

事務局長（茶原敏輝） 今、事務局から話がありましたように、開催日も予定より繰り上げてさせていただいておりますし。あと、場所につきまして、確定数が遅れたことで、役場から役場の隣の2階とか、こことかということでバタバタをさせていただきました。

基本、年間計画を立てさせていただいている中で、その計画の日でやっていきたいのですが、事務局の都合等もあって、皆さんには御不便、御迷惑をおかけいたしまして、申し訳ございません。できる限り、日程については、早い段階でお示しをさせていただいて、できる限り多くの委員さんに出ていただいて、審議いただけるようにと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

また、今日のその他案件のところ、少しお話をさせていただきたいこともありますので、まず、議事を進めていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

事務局（松本 斉） ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を、事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員は6番・井手上委員、7番・下名迫委員にお願いします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長、よろしくお願いいたします。

議長

こんにちは。

何か天候もいろいろと変わってきてまして、梅雨明けと違うかと言ってますけれど、これからちょっと暑くなると思いますけれど、皆

さん天候には気をつけていきたいと思います。そして、あとで農地パトロールもあると思いますので、それこそ暑い日になると思いますけれどもよろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

協議第2号「農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の実施」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松本 斉）

それでは説明いたします。

「農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の実施」について、別紙実施要領に基づき、令和3年度の農地利用状況調査を実施するので協議願いたい。

令和3年7月14日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵
昨年に引き続き、本年度も農地利用状況調査を行います。

昨年度から、12名の委員さんと推進委員さんで、状況調査をお願いしているところでございます。

地区につきましては4ページの担当地区割表を御覧ください。
あと、お手元に実施要領・実施方法・状況調査(活動管理簿)・状況調査票・図面をファイルで配布しております。

地図に関しましては、小字ごとに農地の色を変えていますが、隣接の農地が同じ色になってしまっている箇所もありますので、見にくくて申し訳ありません。色で判断せずに、地番を確認してもらえればと思います。地図の右下にある色分けは、関係ありませんので気をつけてください。

利用状況表の備考欄に、昨年の報告が書いてあります。変更があれば、訂正をお願いします。また、気になることがあれば、備考に記入してください。

また、ファイルにあります、「農地利用状況調査の実施方法」に記載項目が示しています。利用状況調査表の利用状況確認の欄に書かれている区分は、実施方法の(5)アの1から6を参考にしてください。

1・2が耕作されている状況になります。草刈りをして、保全管理しているものについては、耕作していると見なします。3・4については、遊休農地となります。

5・6については、農地に戻れないほど荒廃している、山林になっている農地です。調査に入れられないほど荒廃している農地については、備考欄に記載しておいてください。

1・2・3・4・5・6に変化がないかを確認していただきたいです。

今回の調査の結果、農地法32条1項に記載されている1号及び2号農地に、該当した場合は利用意向調査を実施いたします。1号

農地とは、過去1年以上作物の栽培が行われておらず、かつ、今後の耕作に向けて草刈り、耕起などの維持管理がされていない農地。

2号農地とは、作物がまばらにまたは、農地内で偏って栽培されていたり、適切に管理されていないなど、低利用の農地のことです。

3・4番に当たる1号農地については、利用意向調査をする必要があります。利用意向調査は、9月から11月末までに実施する必要がありますことから、利用意向調査は、9月の定例会までに提出していただきたいのですが、それまでに完了した場合は、富貴支所か、もしくは役場、または観光情報センターに持ってきていただければありがたいです。

最後に、パトロールには委員手帳を、必ず携帯してください。他人の農地に入るので身分証明になります。

補足になりますが、報酬の能力給に反映されますので、実際の日数を活動管理簿に御記入して提出してください。この活動が能力給に反映されますので、提出をお願いします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明などがございましたが、御意見、御質問などはございませんか。

どうぞ。

井手上委員

6番、井手上です。

広報をお願いできますか。これ農地利用状況調査、これの分だけであれば、調査しますが、一般町民の人に、広報しておいてもらわんと、何しに来ているや思われる。農地に入って行くのに、事前に農地の利用意向調査がありますというのを、広報をお願いしたいと思います。

事務局（松本 斉）

分かりました。

事務局長（茶原敏輝）

多分、第4週の回覧のほうで、入れさせていただいたら。今、井手上委員がおっしゃられたように、何をしとんやと目がゼロではないと思いますので、そういったところも含めて広報、回覧一つ入れさせていただくことで、かなり違うのかなというふうに思いますので。

当然、農地を持たれているところは、分かっていることだとは思いますが、そこは町の仕組みの中で対応は可能だと思いますので、そこはやらせていただきたいと思います。

過去においてどうしてたかはわかりませんが、それはそれとして、

そのほうが手帳だけで回っていただくより、はるかにええかなと思いますので、さしていただきたいと思います。

井手上委員 お願いしときます。

事務局（松本 斉） はい。

議長 ありがとうございます。
何かほかにはないですか。
はい、どうぞ。

井阪委員 1番、井阪です。
担当地区割表を見たら、私は今年はちょっと少ないなと思って見させていたのですけれども。
これを見たら、塙手とか入っているのやけれど地区割表には入っていないけども、今年はこの辺は書いてくれてないのやけれどこれに書いているところを、やっぱり回らないといけない。

事務局（松本 斉） そうですね。

井阪委員 それを主にしている。

事務局（松本 斉） お願いできますか。すみません。

井阪委員 はい、はい。

事務局（松本 斉） また、訂正しておきます。失礼しました。

井阪委員 塙手と藤ノ本は、私の担当になっていると思いますので。

事務局（松本 斉） すみません。確認します。

井阪委員 また、今度。

議長 ほかにはないですか。
意見がないようなので、協議第2号は「同意」したいと思えます。
続きまして、報告第4号「地籍調査事業に伴う地目変更の通知について」、事務局より説明願います。

事務局（松本 斉）

説明いたします。

報告第4号「地籍調査事業に伴う地目変更の通知について」、このことについて、高野町長より地目変更の通知がありましたので報告します。

令和3年7月14日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵

高野町では、地籍調査を随時行っております。調査の地目の設定については、地籍調査に権限が与えられています。今回調査実施地区の大字東富貴、字が船平、長井と大字花坂、字がスハ原、木瀬原の字において、地籍調査後の地目が農地以外の地目に変更した旨の通知がありました。

また、大字花坂、字が木瀬原において農地外から農地へ地目変更した旨の通知があったので別添のとおり報告します。

以上です。

議長

ありがとうございます。

これに伴う、何か御意見、御質問はございませんか。

何かないですか。

田畑が、みんな山林になってしまうということですね、大体。

事務局（松本 斉）

そうですね。地籍調査入っていただいて地籍の判断です。

議長

でも、ふるい通さんとそのままに。

事務局長（茶原敏輝）

あと、字で言うと、やはりちょっと山手のほうなんですか、大概。

議長

多いわな。畑や田やったやつが、地目変更せんと、そのまま行ってしまうということですね。

事務局（民農里英）

国土調査法に則って現況地目で地目を確定するようですね。

議長

ああ、そうですか。なるほど、国土調査法な。

事務局長（茶原敏輝）

地籍は頻繁に行われるものじゃなくて、一回限りというような感じ。阪神・淡路大震災があった時点で、今までの公図についてやってきた地籍では、きちりと確立できなかったことから、国が全国的に地籍ということで始めています。

その中で、地籍で決まった分については、警戒もそうですし、地目についてもそれが優先されるということで。地籍が終わったところを整理をして、公告・縦覧という形でしているかと思えますけれ

ど。そのときに、意見がなければ、そのままそれが確定していく。
それが税金とかに、反映されていくということになるので、それをやるまでに、細かい農地から山林にとかというふうにしていたら、農業委員会に。

また、地籍が終わった後でも、また、再度それを転用していくとなったら、また、農業委員さんをお願いをして、それをやっていくという、手続になるかと思えますので。

一旦は、今まできてて、地籍で明確にして、また、そこから次にやっていく、そういう考え方になると思えます。

議長 分かりました。
はい、どうぞ。

上田委員 3番、上田です。
公衆道路、ここに町の道路があるのやけれども。こんなどないもならんのか。
公衆道路。ここにも、何があるけれどね。ここに、何もできてないやろう、道路になってもうとうねんし、町道や農道になってもてたら。うちもそうやったのやけれども、そうされてどないもでけへんやろうし。
登記とかするときには、それだけばあばあばあと、変わってくるんやから、役場に言って変更はしてもらったんやけど。
公衆道路もととつても、どないもできひん、管理もできてへんし。でも、登記簿に載らなかつたら、管理せなあかん土地やね。
公衆道路は、どないかでけへんのかな。

事務局（民農里英） それは、地籍調査が終わった後に、公衆道路になったわけですか。

上田委員 そうそう。
それまでも、それは、何は出てけえへんなので。
代が変わったら、きっちり、その分は公衆道路として。
登記簿はこうなるけれども、どないもできひん、調査に関してね。

事務局長（茶原敏輝） どないもできひんか、ちょっと私は分かってないのですけれど。

上田委員 個人で持っててもしゃないやろ。

事務局長（茶原敏輝） というか、公衆道路なので。本来やったら、町道であれば町道、県道であれば県道、国道であれば国道というところに入っていくのだと理解はしているのですけれど。

個人持ちの公衆道路というのがある。

上田委員 ときもあるのです、公衆道路って。

事務局長（茶原敏輝） 上田さんの土地で、道路を拡張するのに。畑やったところが、公衆道路になったと。

でも、そこが公衆道路になっているにも関わらず、上田さんのところは、そのまま持っている土地ということで残ってくる。

だから、それがその地籍で確定したときに、町道やったら町道、県道やったら県道、国道やったら国道に、何でそっちに移管にならへんのかといいことですね。

調べさせてください、分かりました。今はちょっと、私もそんなことがあるというのを理解していないので。

上田委員 遺産放棄にするときに、それもあつたら1筆になってね。お金がかかってきますよ。そんなんは持っておいても仕方がないのやさかい。

事務局長（茶原敏輝） いや、そうだと思います。

上田委員 ずっと道路って続いているやろう、登記数ごとにあと何ぼか出てくるわけやから、一つじゃなしにね。

事務局長（茶原敏輝） みません、今すぐにお答えできないので。

井手上委員 管理者が登記せなあかんということや、悪いけど。町のあれが、公衆道路を町道であれば、町がその土地を上田さんところから、所有権移転してもらう、そういう手続をせなあかんわけ町道であれば町が。国だったら国がせないとあかん。県道やったら、県がしたらええねん、そういうことや。町でせんなんで。町になるけれども、そやけれども、里道の場合の公衆道路になつとるときやったら、利用者が管理をせんなんさかいに。その周辺の人らが管理したらええだけの話。その所有者の人が、その抗議をせえへんときには、いっつも名義が変わらへん状況。

事務局長（茶原敏輝） それがちょっと。不思議なところがある。

井手上委員 そういう、町で調査の係があるから、どこに係があるのか知らんけれど、その登記をする、そういう人がおって、その作業をせんことには、変われへんと思う。

上田委員 地籍が入るまでは、そんなのは出てこないの。地籍が入ったら。そういうことやね、そうなる。

事務局長（茶原敏輝） だから、本来なら、公衆道路なので、それぐらいやったら、多分町が管理せなあかんし、県道やったら県が、国道やったら国道になるのが。だから、それが何で上田さんのところについてとか理解できひんのですけれど。

西辻委員 町もそこまでやってない。そやけれども、僕らが確認するところも、要するに載っている地籍は個人の名前になってって、公衆道路にな、道になっていた。
ただし、そこの公衆道路になっていって、一応非課税になっているけれども、当然、前のままになったままになっている。それを分筆するととなると、大変な費用になってくる。

事務局長（茶原敏輝） ただ、それを地籍の時点で、本来やったら、当然公衆道路にするのであったら、その以前の問題としてお話し合いをさしていただいて、そこを公認するか何かしているはずなので。

上田委員 提供でええねんけどね。

西辻委員 多分、地籍が終わったら、完璧に要するにできているのだけれどね。

事務局長（茶原敏輝） いや、公告・縦覧が終わって、もう確定したら、その時点でそこは公衆道路であつたら。
上田さんのほうから、町に移管されているのやつたらいいのですけれど。何とというか、動くんやつたらいいのですけど。

上田委員 そんな話になるはあれやけど、いかんかな思って、そのときに。

事務局長（茶原敏輝） そこは、勉強さしてください。

井手上委員 そのとおり、登記せえへんだけやから。町なり、県なりがね。登記せなあかんね。それをせえへんだけやねん。

事務局長（茶原敏輝） 過渡期の一時的な形なのか。いやいや、それは県がせえへんから、ずっとそないなるのかというあたりが、ちょっと分からんので。

事務局（民農里英） いつも12月から3月の間に、用地買収なり提供を受けたということで、名義が換わりましたよという通知をくれるのですよ、なので、町かなと思って。

事務局長（茶原敏輝） 一回勉強させてください。今日は、きっちりとお返事できないと思うので。私なり、民農が。

事務局（民農里英） 上田さん、それは地籍で、上田さんところが確定したから、その後道路になったのですか、それとも最初から道路やったのが載せてられて、こう畑になったのか。

上田委員 うちの土地をね、するのでというような。道路にもなったと。そのままずっと来とったので。けど、この地籍が入ったので、そのようにきっちりと分からへんですね、そこに地籍で、公衆道路になった。

事務局（民農里英） もう既に道路だったと。

事務局長（茶原敏輝） だから、それはおかしいやろう。そこが過渡期の一時的な。

上田委員 その時点で、出ているのやら、もう道路としてくれたらええねん。

事務局長（茶原敏輝） だから、そこはちょっと勉強せなあかんねん。

上田委員 公衆道路が出てきたので、そんなのは持っていてもしょうがないしな。今度、移転登記するときに、つめていくわけやねん。ほんだから、書類くれたわ。

事務局長（茶原敏輝） 過去においても、僕も富貴におった2年の間に、あれ、何でこれ町になってないのが、いっぱいあったので。

地籍の中の、過渡期的に一時的にそうになってしまうのかというあたりが、ちょっと分からないので。

できるだけ、するのですけれども。購入もしくは提供いただいたところから、所有権移転がなされて、町に行っているケースも。国道だったら、国に変わっていくのだと思うのですけれども。

上田委員 まあ、一遍調べておいてよ。

事務局長（茶原敏輝） 分かりました。

上田委員 うちの、もうすんどるのんやけれどな。

事務局長（茶原敏輝） ちょっと預けていただいて、また調べさせていただいて、次の農業委員会のときに、一旦は確定していれば回答ということで。調査中になれば、調査状況について、またお知らせさせていただきます。

議長

ほかにないですか。

次回のときに、返答するというので、よろしく願います。御意見がないようですので、第4号につきましては、以上といたします。

以上、予定していました議案はみな終わりました。

その他について、意見なり、説明をお願いいたします。

事務局（松本 齊）

問題情報というパンフレットというか、新聞的なものを一部入れさせていただきます。

あと、また害虫ですね。トマトキバガというのが、トマトを食べてという。

県から要請がありました。この虫ですね、見つけたら報告くださいということで、伊都振興局から、うちの課に来てますので。また、ちょっと気にしておいていただけたらなと思います。

あと、もう一つパンフレットで、トラクター等の運転、気をつけてくださいねという、農機による死亡事故を防ぎましょうというパンフレットを入れさせていただきますので、また読んでいただければと思います。

事務局（民農里英）

改めまして。

皆様、民農です。

今年も皆様と、こうして農業委員会に携わることができて大変うれしく思います。無理なお願いばかりですけれども、どうぞまたよろしく願います。

皆様のお手元に配らせていただいている「小学生のイベント参加者大募集」というこのチラシなのですけれども。

今、県のほうで企画して、国道480号の大規模区画が一旦開通するというので、県のほうから、イベントのような形を取りたい、式典をしたいということで、相談があったのですけれども。

開催日が8月7日。相談があったのが、1カ月ほど前でした。業務としては、高野町の農作物を活躍させるというところをしておりますのですけれども、今回は日にちもかなりタイトでありますので遠慮したいなという気持ちが多いのです。でも、皆様、夏の真っ盛りの、この忙しい農作業のときであっても、いやいや高野町の道やから、高野町でやろうやないかという声があるようでしたら、私も頑張ろうかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

森脇委員

多分、8月7日は、うちのほうだけかも分からんけれど、お墓の掃除とかあるねん。そのお寺の行事とかってありますんよ。経木もうたりとか。

富貴のほうもそう違うのかなと思うのやけれども。多分、7日の日は、難しいのと違うのかなと。まあ、個人的に、多分行事はあると思いますけれど。

事務局長（茶原敏輝）

ふだんでしたら、軽トラ市で、皆さんが作っていただいたおいしい農作物を、ふだんは買えない方とかに含めて、買ってもらうということで、来ていただくということになのですけれども。

今回は、町としても、この国道が整備されて、通りやすくなるということは、非常にありがたいことだというふうに思ってますし、町のほうから希望を出したというところもあるので、協力するのが普通なんでしょうけれども。

今回、県の考え方が、何か人を寄せたい、何かやっているような工程をつくりたいみたいなところで。実際に持ってきていただいた農作物、軽トラのボテで、影もないところで、そうでなかったら、しなびてどうしてもなくなるしわのようなことも含めて。じゃあ、人を集めて買ってもらえる状況をつくってくれるのかという話をして。いや、それはできませんというようなことだったので。積極的に声をかけて、来ていただくところには至ってないのかなということもあって、今の状況なのです。

ここはカーブが続いているところが、真っすぐになるので、スピードが乗ります。何かやっているなと思っても、そのときは既に通り過ぎてしまうので停まっていただくのが、なかなか難しいのかなと。そういうこともあるしということなのです。

今回は、小学生のイベントを中心に、ドローンの操作をやらせてもらったりとか、建設重機を触らせてもらったりとか、そういうことを中心にということだったので、同じような催しを何回かやりたいという中で、また、季節の中で皆さんに出ていただいたら、これはということがあれば、どうかなというふうな思いで、私はおります。

議長

ほんなら、どないですか。参加するのは、ちょっと無理か分からんけれどな、今は。時期的に、8月といたら一番忙しいときやし。9月か10月ぐらいやったら、まだ間に合う。

下名迫委員

忙しいときやな。完全に売れるのやったら、参加させてもらうけれど。

事務局長（茶原敏輝）

そこが。

下名迫委員 売れ残って、持って帰れと言われたら。

事務局長（茶原敏輝） いや、その公算が高いかなという。

下名迫委員 高い。

事務局長（茶原敏輝） というか、安易に考えているところがあって、人寄せパンダみたいなそんな感じなのです、ぶっちゃけ言うと。

上田委員 県が人を寄せるイベントのようにするのやったらの話やけれど。そうじゃなかったら、寄れへんで。車もそんなに通れへんで、ええ道が真っすぐできたからといって、すっと通ってしまう。

事務局長（茶原敏輝） それがあって。

上田委員 催しをしてくれたらやな、ええけど。みんな停まるやけれど。

事務局長（茶原敏輝） やはり、皆さんが来ていただくのやったら、やっぱりおいしいものを、皆さんに買っていただくとこの担保がないと、なかなか声をかけられないという感じが。

事務局（民農里英） 前回、開催していただいた軽トラ市は、大変好評で、あれからまた、いつか、いつかというような要望の声もいただいておりますので。ちょっとコロナが落ち着いた頃を見計らって、また、皆様に御協力いただいて、農作物がいろんな人の手に渡るような仕組みをつくっていただけらなと思っています。そのときは、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長（茶原敏輝） 庁舎の中に建設課、農業のほうがあって。役場の庁舎の近くでやらせていただいたのですけれども。

今は観光振興課の中に、この農業のほうに来て、観光情報センターというところが、あい高野マルシェという形で、常に、もし何か町内の方がこんなことをやりたい、こんなものを売りたいみたいな形があったら、場所を提供できる仕組みになっておりますので、そういったところ御利用いただいて、計画的に年何回かという形で軽トラ市、もしくは個人的にも結構ですので、農産物の販売等で来ていただいて。

井手上さんに、前に一度来ていただいてあるのですけれども、そういうことも可能なので、そういったことも、今後こちらからも、またお話を出させていただけたらどうかなとは思っています。

皆さん、参加できる方は参加していただいて、賑わいと言うたらおかしいですが、コロナの関係で、あんまり賑おうたらあかんのかもしれへんけど、そういう対策をしながら、参加していただきたいと思います。

ほかに、何かありますか。

事務局長（茶原敏輝） 先ほど、松本のほうから、トマトキバガの話もありました。前回、ムネアカハラビロカマキリの話をしていただいた。

あと、水田の関係でしたら、非常に厄介なナガエツルノゲイトウという外国産の植物が入ってきていると。淡路島だけと、聞いていたのですけれど、全国10何県、奈良県でも確認をされているということで。これが入ると、すごいほかの植物を抑圧してしまう能力が高くて、これだけになってしまふみたいな形になってくるみたいで、水田をやっているところについては、本当に非常に困るような状態。駆逐がしにくいということで、本当に細胞一つでも残っていたら、また再生してくるといふ、外国産のものなんですけれども。

バスとかを釣るのに、魚について入って来て、広がっていくみたいなことらしいのですけれども。地球温暖化の影響もあって、状況がどんどん変わってきて、昔はいなかったものが、身近にいるような状況になってきますので、本当に気をつけていただいて、何かふだんと違うことがあったら、またお教えいただいたらなということと思います。そこをお願いしたいなと思いますので。

議長

ありがとうございます。

ほかに何か御発言、御質問などございませんか、その他について。ないですか、皆さん。

ないようですので、今回の会議は終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

事務局長（茶原敏輝） お忙しいところありがとうございました。

*****午前10時40分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 _____

署名委員 6 番 _____

署名委員 7 番 _____